

平成23年9月20日

国土交通省

## 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日を定める政令について

### 1. 背景

平成23年5月25日に関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）が公布されたことに伴い、同法の施行期日を定めるものである。

### 2. 概要

- ・ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（新関西国際空港株式会社の設立日）を平成24年4月1日とする。
- ・ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行日（関西国際空港・大阪国際空港の経営統合日）を平成24年7月1日とする。

### 3. スケジュール

閣	議	平成23年9月20日（火）
公	布	平成23年9月26日（月）

#### 問い合わせ先

国土交通省航空局

関西国際空港・大阪国際空港経営統合準備室

企画調整官 蔭山 良幸、轟木 一博

連絡先 5253-8111（内線51-605）

5253-8643（直通）